

社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長
教育課程を設置しようとする団体及び機関の長

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長 中 村 和 彦

スクールソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第 6 条第 7 項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクールソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクールソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」（以下、「規程」という。）第 6 条第 7 項の規定に基づき、規程第 6 条第 3 項第二号から第四号及び第 4 項第二号から第四号並びに第 5 項第二号から第三号に定める科目の教育内容、教員要件及び同条第 7 項に定めるスクールソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等に係る諸様式等について一部を改正し、2025 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知します。

なお、本通知の施行に伴い、2020 年 2 月 24 日理事会で決定した「スクールソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第 6 条第 6 項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクールソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等について（通知）」は廃止します。

記

〔専門科目群の教育内容〕

1. 規程第 6 条第 3 項第二号及び第 4 項第二号関係に定める科目の教育内容は以下のとおりとする。

なお、(1) のイ)、ロ)、ハ)、ニ) については、相互に関連させて教授することが望ましい。

(1) スクールソーシャルワーク 専門科目群

イ) 「スクールソーシャルワーク論」の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
①今日の学校教育現場にスクールソーシャルワーカーを導入する意義とその必要性を理解する。 ② <u>スクールソーシャルワーク</u> の発展過程について理解する。 ③海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動について理解する。 ④ <u>スクールソーシャルワーク</u> の実践モデルについて理解する。 ⑤スクールソーシャルワーカーへのスーパービ	①今日の学校教育現場が抱える課題とその実態、及びスクールソーシャルワーカーを導入する意義	○児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校 ・非行 ・学齢期の児童虐待 ・特別支援教育 ・家族の抱える課題（貧困・離婚他） ・外国児童の就学問題 ・学習遅滞、学習障害 ・教育福祉 ・その他
		○ <u>スクールソーシャルワーク</u> の価値・倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークの視点と定義 ・人権と社会正義 ・児童の権利に関する条約 ・その他
	② <u>スクールソーシャルワーク</u> の発展過程	○アメリカや他諸外国及び日本の <u>スクールソーシャルワーク</u> の発展過程の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカや他諸外国の<u>スクールソーシャルワーク</u>発展史 ・日本の教育福祉 ・日本の<u>スクールソーシャルワーク</u>発展史 ・その他
	③海外のスクールソーシャルワーカーの役	○海外のスクールソーシャルワーカーの役割と	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーカーの役割と活動

ジョンの必要性について理解する。	割と活動	活動の概要	・その他
	④ <u>スクールソーシャルワークの実践モデル</u>	○ <u>スクールソーシャルワークの実践モデルの概要</u>	・生態学的視点 ・ストレングスの視点 ・エンパワメントの視点 ・その他
	⑤ スクールソーシャルワークの支援方法	○ <u>スクールソーシャルワークの個別及び集団支援の実際例</u> （マイクロ・レベル）	・個別支援（不登校・非行・虐待・発達障害・保護者・他）の視点と実践例 ・集団支援の視点と実践例 ・その他
		○ <u>スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援の実際例</u> （メゾ・レベル）	・学校内の支援ケース会議（校内協働） ・コンサルテーション ・学校と関係機関の協働支援（校外協働） ・社会資源の開発 ・その他
⑥ スーパービジョン	○ <u>スクールソーシャルワーカーへのスーパービジョン</u>	・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・教育委員会との協働 ・各地の教育委員会が実施する <u>スクールソーシャルワーク</u> に関する事業	

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目において教授する内容については、省略することができる。

ロ) 「スクールソーシャルワーク演習」の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
①個別事例へのアセスメントのみでなく、ソーシャルワーカーとして、教育行政や学校の動き、地域を把握し、地域アセスメント、学校（地域機関）アセスメントができる力をつける。 ② <u>スクールソーシャルワーク</u> 実践、特にメゾ・マクロプラクティスについて実際に体験的に習得する。 ③記録化する手法を持たない学校のなかで、記録化するだけでなく、校内で記録用紙を創造し、蓄積していく力をつける。	① ソーシャルワークの価値	○ 福祉の価値、ミッションとは	・多数の教育関係者のなか、福祉の視点を教育と調和させながら示せる安定した福祉の価値観を実践的に獲得する。
	② 子どもを取り巻く地域の状況、インフォーマルな機関を含めた地域機関、教育委員会、学校の状況を把握する。	○ 地域アセスメント、学校アセスメント	・市町村内の資源・サービスをインフォーマル含めて知る。 ・地域の状況を把握する。 ・教育委員会が学校のニーズを把握する。 ・学校の実態や状況、組織システムを把握する。 ・学校における支援人材や支援方法を知る。 ・これらを踏まえ、ソーシャルワークの展開において地域アセスメント、学校アセスメントの必要性とその手法を学ぶ。
	③ ミクロプラクティス	○ 具体的な問題解決能力を高める。 ○ アウトリーチ	・具体的な事例に対するアセスメント、プランニング、援助の実行のプロセスにおいて実際に展開できる力をつける。 ・さまざまなソーシャルワークスキルの活用を行う。 ・接近困難な事例や教員に働きかける視点と方法を学ぶ。
	④ メゾプラクティス	○ チームアプローチ ○ マネージメント ○ ケース会議 ○ 教育行政との協働	・校内あるいは関係機関やNPO含めてチームアプローチを進め、マネジメントスキルを獲得する。 ・具体的に校内ケース会議や連携ケース会議を進める手法の獲得 ・教育行政との協働システムの策定について学ぶ。
	⑤ マクロプラクティス	○ 市町村子ども家庭相談体制に位置づける ○ 福祉・教育協働の相談体制作り、地域に根ざした活動展開 ○ 開発機能の意義と実践	・福祉の相談体制に位置づける力を養う。 ・福祉・教育協働の相談体制の策定について学ぶ。 ・学校外の資源を活用し地域に根ざした相談活動の展開方法を獲得する。 ・ <u>スクールソーシャルワーク</u> が広く子どもたちの代弁ができる位置にあることを理解し、新たな仕組みを開発する視点を養う。
	⑥ 記録、スーパービジョン、評価	○ <u>スクールソーシャルワーク</u> を維持発展させる力をつける ○ 実証的にソーシャルワーク行為を示す力をつける	・地域でのスーパービジョン体制を策定する意義を理解し、その体制づくりを実践的に学ぶ。 ・記録をつける、データの蓄積を行なうなど説明できる力、効果測定を行う力をつける。

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目において教授する内容については、省略することができる。

ハ) 「スクールソーシャルワーク実習指導」の教育内容

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<p>① <u>スクールソーシャルワーク</u>実習の意義について理解する。</p> <p>② 学校現場等を知り、学校組織を体験的に学ぶ。</p> <p>③ <u>スクールソーシャルワーク</u>実習にかかる個別指導並びに集団指導を通して学校における相談援助活動やソーシャルワーク実践にかかる知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>④ 教育の場で生かせる社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>⑤ 具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を養う。</p> <p>⑥ 用意された現場ではなく社会福祉が展開されるべく新しい現場に入るという意味を十分理解し、開拓の視点を養う。</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <p>ア. <u>スクールソーシャルワーク</u>実習の意義</p> <p>イ. 学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解</p> <p>ウ. 実習先で必要とされる相談援助（子ども、家族、教員対象）に係る知識と技術に関する理解</p> <p>エ. 実習先で必要とされるチームで対応する力やケース会議に係る知識と技術に関する理解</p> <p>オ. 実習先の市の子ども相談体制について理解</p> <p>カ. 現場体験学習（個別面接、ケース会議、連携会議など）、見学実習</p> <p>キ. 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務等の理解</p> <p>ク. 実習記録ノートへの記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>ケ. 実習生、実習担当専任教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成</p> <p>コ. 巡回指導</p> <p>サ. 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理、実習における<u>スクールソーシャルワーク</u>実習としての不足分のレポート、実習総括レポートの作成</p> <p>シ. 実習の評価全体総括会</p>

二) 「スクールソーシャルワーク実習」の教育内容

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<p>① 日々子どもたちが過ごす学校現場等を知り、学校組織を体験的に学び、理解を深める。</p> <p>② <u>スクールソーシャルワーカー</u>として求められる資質、技能、倫理から、福祉が一次分野でない教育現場における課題を見つけられる力を養う。</p> <p>③ 教職員ほかとの連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p> <p>④ 子どもや家族、教職員から自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p>	<p>① 学生は、次に掲げる事項について実習指導者（<u>スクールソーシャルワーカー</u>）による指導、教育委員会や学校の指導を受けるものとする。</p> <p>② <u>スクールソーシャルワーク</u>実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者（<u>スクールソーシャルワーカー</u>、教育委員会や学校）との連絡調整を密に行い、学生の実習状況について把握するとともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p> <p>ア. 子どもたち、教職員、教育委員会、事例や学校に関する関係者との基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ. 子ども・家族の理解、学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解、そしてそのニーズ把握と支援計画の作成</p> <p>ウ. 子ども・家族、そして学校、教育委員会などとの援助関係の形成</p> <p>エ. 子ども・家族への権利擁護、そして学校、教育委員会など含めての支援（エンパワーメント含む）とその評価</p> <p>オ. 校内におけるケース会議や学年会議でのケース検討における進め方の実際</p> <p>カ. 校内や関係機関含めた多職種によるチームアプローチの実際</p> <p>キ. 社会福祉士としての職業倫理、教員など学校関係者の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>ク. 学校運営、学校組織、教育委員会組織の実際</p> <p>ケ. 市町村の子ども相談体制について理解し、学校がどのようにつながっているのかを学ぶ。具体的なネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p>

〔教育関連科目群の教育内容〕

2. 規程第6条第3項第三号及び第4項第三号に定める科目の教育内容は、平成30年度までに入学した者に対する科目は教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表に定める科目のうち(1)の内容を含む科目とし、平成31年度以降に入学した者に対する科目は「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年11月17日平成29年文部科学省令第41号、平成31年4月1日施行）」（以下「教職免許法施行規則改正省令」という。）による教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条、第9条、第10条の各付表に定める科目のうち(2)の内容を含む科目とする。

ただし、以下の例示科目と名称が異なる場合には、以下の科目の教育内容と合致すれば、類似する科目名称により科目を設置しても差し支えない。併せて、教職免許法施行規則改正省令の附則3に基づく科目の読み替えの指定がある科目については、平成30年度入学生が卒業するまでの間、同様の科目の読み替えをすることができるものとする。

(1) 教育関連科目群

① 「教育の基礎理論に関する科目」のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目の教育内容

イ) 近代における教育の制度化、国家統括化等について学ぶ。また、教育行政機関の仕組みと教育法令、教職員の職務等について学ぶ。

ロ) 教育経営の構造、教育経営の基底をなす学校の組織と経営、学校経営改革の動向等について学ぶ。また、組織としての学校の特質やその経営に焦点を当て、教育経営のあり方について学ぶ。

ハ) 教育を取り巻く社会諸関係を軸に、社会制度や教育制度が個人に与える影響等について学ぶ。

【科目の例】教育原理、教育行財政、学校運営、社会教育など

② 「教育の基礎理論に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目の教育内容

イ) 生涯を通して変化・成長する人間を心理的、社会的、身体的な視座からとらえ、ライフサイクルにそった発達とそのための条件について、また発達を阻害する要因等について学ぶ。とりわけ、児童生徒の年齢に応じた発達と克服課題等について学ぶ。

ロ) 教育相談や生徒指導、スクールカウンセラー等児童生徒への支援や指導する部門について学ぶ。

【科目の例】教育心理、教育支援、発達心理、教育福祉など

(2) 平成 31 年度以降に入学した者に対する教育関連科目群

① 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目の教育内容

イ) 教員の役割、教員の職務内容、チーム学校運営への対応。

ロ) 教育に関する経営的事項、学校と地域との連携、学校安全への対応。

② 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む科目の教育内容

イ) 幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程、幼児、児童及び生徒の学習の過程。

ロ) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法、障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援。

ハ) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導。

ニ) 教育相談の方法、教育相談の展開。

ホ) カウンセリングとしての指導。

[追加科目の教育内容]

3. 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の教育内容

(1) 追加科目

① 「精神保健の課題と支援」の教育内容(注5)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」(平成23年8月5日障発0805第3号)別表1に規定する科目「精神保健の課題と支援」の教育内容に準ずる。		

② 「現代の精神保健の課題と支援」の教育内容(注5)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」(令和2年3月6日障発0306第4号)別表1に規定する科目「現代の精神保健の課題と支援」の教育内容に準ずる。		

③ 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の教育内容(注5)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月24日厚生労働省社援発第0328001号)別表1に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の教育内容に準ずる。		

④ 「児童・家庭福祉」の教育内容(注5)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(令和2年3月6日社援発0306第21号)別表1に規定する科目「児童・家庭福祉」の教育内容に準ずる。		

⑤ 「貧困に対する支援」の教育内容(注5)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(令和2年3月6日社援発0306第21号)別表1に規定する科目「貧困に対する支援」の教育内容に準ずる。		

[実習]

4. 規程第6条第6項に定める実習指定施設、実習時間数の特例及び実習指導者

(1) 実習指定施設

原則として、スクールソーシャルワーク実習の指定施設は、規程第1条第2項に定める業務を行う以下の施設とする。

- イ) スクールソーシャルワーカーを置く学校(教育委員会等に所属するスクールソーシャルワーカーに指導を受けて行う学校実習も含む)。
なお、経過措置として、2025年3月31日において、現にスクールソーシャルワーク実習を実施している指定施設であって、上記イに該当しない実施指定施設においては、2028年3月31日までの間、引き続き、実習を実施することができるものとする。

(2) 実習時間数の特例

上記実習指定施設において、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容によって行う実習(本実習)を80時間以上実施することが困難な場合は、40時間を超えない範囲で行う見学実習を実習時間数として算入しても差し支えない。

(3) 実習指導者

スクールソーシャルワーク 実習の指導を担当する実習指導者は、以下に該当する者とする。

イ) 学校（教育委員会等の所属を含む）において現にスクールソーシャルワーカーとして規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1－（1）－ハ）及びニ）に定める教育内容の指導を行うことができる者

なお、経過措置として、2025年3月31日において、現にスクールソーシャルワーク実習指導者であって、上記イ）に該当しない実施指導者においては、2028年3月31日までの間、引き続き、実習を実施することができるものとする。

[スクールソーシャルワーク 教育課程の諸科目担当教員の要件]

5. 規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の担当教員の要件
[専門科目群担当教員の要件]

(1) 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の担当教員の要件

① スクールソーシャルワーク 論担当教員

スクールソーシャルワーク 論担当教員を担当する教員は、次のいずれかに該当する者であること。

イ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者

ロ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が学則に基づき開講する児童生徒の福祉に関する科目（「児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度」、「児童・家庭福祉」等）を5年以上教授した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者

ハ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者、又は、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の基礎分野講習を修了した者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者

ニ) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者

但し、当分の間、以下のホ）に該当する者も、スクールソーシャルワーク 論の担当教員とされるものとする。

ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者であって、認定審査委員会が適当と認めた者

ヘ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が開講する「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉相談援助の基盤」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワークの理論と方法」（以下「ソーシャルワーク系科目」という。）のうち1科目以上を5年以上教授した者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者

② スクールソーシャルワーク 演習の担当教員は、次のいずれかに該当する者であること。

イ) 「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、学

- 校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者
- ロ) 大学院において社会福祉学領域を専攻して修了した者であって学校現場において3年以上スクールソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者（注2）（注3）
 - ハ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後5年以上児童の福祉に関する相談援助の業務（注1）に従事した経験を有する者であって、校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有する者（例：児童相談所の児童福祉司、法務教官、家庭裁判所調査官、児童養護施設ファミリーソーシャルワーカー、母子生活支援施設の指導員、専門里親等で校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有するなど）（注2）（注3）
 - ニ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において5年以上スクールソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、ハ) に定める経験を2年以上有した上で、学校現場において3年以上スクールソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者。（注2）（注3）
 - ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員要件を満たし、本連盟が実施する研修会を修了した者
 - へ) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者
但し、当分の間、以下のト) に該当する者も、スクールソーシャルワーク演習の担当教員となれるものとする。
 - ト) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であって、認定審査委員会が適当と認めた者
- ③ スクールソーシャルワーク 実習指導及び実習の担当教員は、次のいずれかに該当する者であること。
- イ) 「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者
 - ロ) 大学院において社会福祉学領域を専攻して修了した者であって学校現場において3年以上スクールソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において3年以上スクールソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者（注2）（注3）
 - ハ) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格取得後5年以上児童の福祉に関する相談援助の業務（注1）に従事した経験を有する者であって、校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有する者（例：児童相談所の児童福祉司、法務教官、家庭裁判所調査官、児童養護施設ファミリーソーシャルワーカー、母子生活支援施設の指導員、専門里親等で校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有するなど）（注2）（注3）
 - ニ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において5年以上スクールソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、ハ) に定める経験を2年以上有した上で、学校現場において3年以上スクールソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者。（注2）（注3）
 - ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の実習指導及び実習担当教員要件を満たし、本連盟が実施する研修会を修了した者

- へ) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者
但し、当分の間、以下のト）に該当する者も、スクールソーシャルワーク実習指導及び実習の担当教員となれるものとする。
- ト) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であって、認定審査委員会が適当と認めた者。

[教育関連科目群の担当教員要件]

(2) 規程第6条第3項第三号及び第4項第三号に定める科目の担当教員の要件

教育関連科目群の当該科目担当教員は、以下に該当する者であること。

- イ) 認定を受けようとする養成校等が、当該科目を担当することを適当と認める者

[追加科目の担当教員要件]

(3) 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号、第4項第四の2号、第5号第三号、第5項第三の2号に定める科目の担当教員の要件

① 「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。

- イ) 精神保健福祉士養成施設指定規則に規定する科目「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」の担当教員要件を満たしている者
- ロ) 精神保健福祉士養成に係る指定科目「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」を現に教授している者
- ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」を教授することが適当と認める者

② 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。

- イ) 社会福祉士養成施設（または学校）指定規則に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」の担当教員要件を満たしている者
- ロ) 社会福祉士養成に係る指定科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」を現に教授している者
- ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」を教授することが適当と認める者

③ 「貧困に対する支援」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。

- イ) 社会福祉士養成施設（または学校）指定規則に規定する科目「貧困に対する支援」の担当教員要件を満たしている者
- ロ) 社会福祉士養成に係る指定科目「貧困に対する支援」を現に教授している者
- ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「貧困に対する支援」を教授することが適当と認める者

[通信課程]

6. 通信課程においては、次の基準を満たしていること。

(1) 教育課程認定事業に関する規程第6条に掲げる各科目（実習科目は除く。）ごとに、少なくとも1回以上のレポート提出や試験等を実施し、生徒の評価を行うこと。

また、印刷教材による授業の時間数60時間（当該印刷教材による授業の時間数が60時間に満たない場合にあっては、当該時間数）につき1回以上の添削指導を行うこと。

- (2) 面接授業は、原則として通信課程を行う社会福祉士養成施設または精神保健福祉士養成施設が自ら行うこと。

ただし、当該養成校等が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であって、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。

イ) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の認定するスクールソーシャルワーク教育課程を設置する他の社会福祉士養成校

ロ) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の認定するスクールソーシャルワーク教育課程を設置する他の精神保健福祉士養成校

注1) 相談援助の業務の範囲は、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格の認定に必要となる指定施設における業務等をいう。

注2) 「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクールソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」第1条第2項及び本規程が別に定める基準その他に規定する、「スクールソーシャルワーカー」の実務経験年数は、原則として当該者が勤務するスクールソーシャルワークの業務を行う学校、施設・機関等において、1年を通じて当該施設・機関等の専任職員の週所定労働時間の4分の3以上、スクールソーシャルワーカーとして従事した場合に限り実務経験1年とする。

注3) ただし、当分の間、1年を通じてスクールソーシャルワーカーとして勤務した日数が70日以上であって、週の所定労働日数が2日以上ある場合には、上記注2の定めにかかわらず、実務経験年数を1年とすることができるものとする。

注4) 学術論文とは、認定審査委員会が適当と認める書籍、学会等学術団体が発行する機関誌及び大学等が発行する研究紀要等に掲載された論文のことをいう。ただし、修士論文のコピーを提出する場合は、学長または研究科長による当該修士論文の原本証明(様式1-6)を提出すること。

なお、連名での論文については、第一執筆者に限るものとする。

注5) 追加科目「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」及び「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」、「貧困に対する支援」については、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程における、当該指定科目の読替の範囲を含む。

[諸申請様式]

7. スクールソーシャルワーク教育課程認定審査等申請にかかる様式は以下のとおりとする。

(様式1-1)

番 号
年 月 日

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長 殿

養成校所在地
養成校名
養成校代表者 役職氏名

印

年度スクールソーシャルワーク教育課程認定事業
課程認定審査 ・ 継続 ・ 変更審査 ・ 照会 申請書

標記事業について、「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクールソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」第3条第1項、(課程認定審査)、第13条第2項(継続)、第13条第3項(変更審査)、第13条第4項(照会)の規定に基づき申請します。

(様式 1 - 1 : 別紙)

法人又は設置者名 _____
 養成校等名 _____

(1) 申請種別

種別	該当に○	備考
課程認定審査 (以下「新規」)		新規の申請
継続		次年度も教育課程の内容に変更なし
変更審査 (以下「変更」)		専門科目群に変更がある
照会		専門科目群には変更なく、その他の事項に変更がある

※スクールソーシャルワーク専門科目群 (教員、シラバス、実習計画、実習先) に変更、追加等のある場合は、「継続」「照会」手続きではなく、「変更」手続きが必要です。

(2) 設置する団体及び機関の種別

設置する団体及び機関の種別	該当に○
本連盟に正会員として入会している社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校	
本連盟に正会員として入会している社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校の設置者が設置する大学院	
教育課程を設置しようとするその他の団体及び機関	

(3) スクールソーシャルワーク教育課程申請書類 提出資料

※注意事項にご留意の上、該当する申請種別の今回提出する書類の欄に“✓”を付けてください。

「区分」は、(1)申請種別で「○」をつけた種別です。横へたどって提出が必要な資料を確認してください。

①指定様式

様式No. 区分	1-1	1-1 別紙	1-2	1-2 別紙	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8
新規										
継続					/	/	/	/		/
変更										
照会					/	/	/	/		/
注意事項					※ スクール スクール ソーシャル ワーク 専門科目 群担当教 員に変更 がある場 合に当該 教員につ いてのみ 提出	※通知 5- (1)-①- ホ)、5- (1)-②- ト)及び 5- (1)-③- ト)の要件 で申請をす る場合に提 出	※通知 5- (1)-①- ホ)、5- (1)-②- ト)及び 5- (1)-③- ト)の要件 で申請をす る場合に提 出	※修士論 文の提出 がある場 合に提出		※「変更」 は、新たに スクール ソー シャルワ ーク実習を行 う予定の施 設・機関等 がある場合 のみ提出

②添付書類

※提出は、申請内容に応じて。

添付書類		提出の有無	(提出する教員の 教員調書番号)
スクール ソーシャル ワーク専門 科目群を担 当する者 (様式1- 3の提出が ある者) について	1. 様式1-3の「担当科目に関する研究業績・論文等(主なもの)」欄に記載した主要研究業績・論文等の抜き刷り	有 ・ 無	
	2. 本連盟が実施する研修会(スクールソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会)を修了したことの証明(修了書などの写し)	有 ・ 無	
	3. 社会福祉士、精神保健福祉士の有資格であることの証明(資格証明書などの写し)	有 ・ 無	
	4. 社会福祉士又は精神保健福祉士の実習演習担当教員講習会を修了したことの証明(修了書などの写し)	有 ・ 無	
	5. 認定社会福祉士(児童・家庭分野)、認定精神保健福祉士の有資格であることの証明(資格証明書などの写し)	有 ・ 無	
6. スクールソーシャルワーク専門科目群の各科目に対応する開講科目(「変更」の場合は変更のある科目)の教育内容、授業概要及び時間割(シラバス)	有 ・ 無		
7. スクールソーシャルワーク実習を行う(予定含む)の各施設・機関等の概要及び実習指導者の業務内容の概要(施設機関のパンフレット等)	有 ・ 無		
8. スクールソーシャルワーク教育課程履修者の選抜方法等の概要(課程に受け入れる学生の要件、方策等)	有 ・ 無		
9. 通信課程で面接による授業科目を委託する場合は、委託先との委託契約書の写し	有 ・ 無		
10. 実習先との覚書、協定等の写し ※新規実習先は必ず提出してください。但し、様式1-8※3の実習先施設・機関からの記名・押印に替えることができます。ソーシャルワーク実習を算入する場合は、当該実習先との実習契約書等の写しに替えることができます。	有 ・ 無		

(様式1-2)

スクールソーシャルワーク教育課程認定事業

養成校等の概要

(1) 養成校等の概要

養成校等の名称	
養成校等の所在地	〒 都道府県 市区郡
養成校の設置者 (法人の場合は法人名・所在地)	

(2) スクールソーシャルワーク教育課程を設置する社会福祉士、精神保健福祉士養成課程又は大学院の概要

名称(学部学科コース等)	課程等	種別	1学年の定員	学級数	1学級の定員
	<input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 大学院	<input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> 通学	名		名
	<input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 大学院	<input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> 通学	名		名

(3) スクールソーシャルワーク教育課程の概要

スクールソーシャルワーク教育課程の1学年の定員の総数		概ね 名			
(新規審査申請のみ) 教育課程 授業開始予定年月日		年 月 日			
(新規審査申請のみ) 専門科目群 授業開始予定年月日		年 月 日			
スクールソーシャルワーク教育課程 責任者	氏名	所属		職位	
スクールソーシャルワーク教育課程事務担当者	氏名		部署		
	TEL		FAX		
	書類送付先	〒 都道府県 市区郡			
	E-Mail				

(様式1-2:別紙)

スクールソーシャルワーク教育課程 開講科目、時間数、担当教員名、開講年度等

養成校等名称:

養成課程種別:(通学・通信)(社会・精神・大学院)

養成課程学科等名称(学部学科専攻等):

規程による指定科目	実際に開講する科目名	時間数		担当教員名	教員調書番号	(新規)開講年度 (変更)変更年度	面接授業を委託する養成校の名称 (委託する場合のみ)
		面接による授業	印刷教材による授業(通信課程のみ)				
スクールソーシャルワーク論							
スクールソーシャルワーク演習							
スクールソーシャルワーク実習指導							
スクールソーシャルワーク実習							
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む)」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」を含む科目の教育内容(1科目以上)※3							
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。」の理論及び方法」「進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む)の理論及び方法」を含む科目の教育内容(1科目以上)※4							
「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」							
「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」							
「貧困に対する支援」							
その他追加して設置する科目							

※1 通信課程の場合は、当該科目時間数の欄に印刷教材による授業と面接による授業の時間数を分けて記入してください。 ※2 課程ごとに1枚記入してください。

※3、※4 平成30年度までに入学した者の内容については、通知2.に基づく内容を記載してください。但し四年制大学以外の養成校等は、平成32年3月末日までは従前の例に寄ることができます(規程の附則参照) Ver. 2025.4

(様式1-3)

教員に関する調書兼就任承諾書

<表面>

教員調書 No. _____

該当する□に✓を入れ、記載してください。

養成校等	校名	
	所属 (学部学科名等)	
	□専任 □非常勤 (職位)	
ふりがな		
氏名	姓	名
生年月日	西暦 年 月 日生 (満 歳)	
担当する科目名	科目名	該当する教員要件 (複数可)
	□ スクールソーシャルワーク論	通知5-(1)-①-
	□ スクールソーシャルワーク演習	通知5-(1)-②-
	□ スクールソーシャルワーク実習指導	通知5-(1)-③-
	□ スクールソーシャルワーク実習	通知5-(1)-③-

大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者	□はい □いいえ				
	「はい」の場合、修了した学校学部学科、専攻名 (学位)				
担当科目に関する研究業績・論文等 (主なもの)、学校とソーシャルワークに関わる学術論文	名称	掲載誌等	年月		
学会及び社会における活動等					
社会福祉士・精神保健福祉士資格の有無 (有する資格に✓)	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (年資格取得・登録番号 番) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (年資格取得・登録番号 番) <input type="checkbox"/> 認定社会福祉士 (児童・家庭分野) <input type="checkbox"/> 認定精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> なし				
	養成校名	担当科目	専任・非常勤の別	期間 (現在に至る場合は「現在」に○) <西暦>	5年以上なら <input checked="" type="checkbox"/>
ソーシャルワーク系科目、社会福祉・精神保健福祉の実習演習科目、児童生徒の福祉に関する科目の教員歴			専任 非常勤	自： 年 月 至： 年 月 (現在)	<input type="checkbox"/>
			専任 非常勤	自： 年 月 至： 年 月 (現在)	<input type="checkbox"/>
			専任 非常勤	自： 年 月 至： 年 月 (現在)	<input type="checkbox"/>
			専任 非常勤	自： 年 月 至： 年 月 (現在)	<input type="checkbox"/>

教員調書 No. _____

該当する□に✓を入れ、記載してください。

	施設・機関等名		業務内容・職種		専任・非常勤の別	週所定労働日数	期間(現在に至る場合は「現在」に○) <西暦>	5年以上なら <input checked="" type="checkbox"/>
	職種	所属する(した)学校、機関、自治体名	職名			週の勤務日数又は頻度	期間(現在に至る場合は「現在」に○) <西暦>	5年以上なら <input checked="" type="checkbox"/>
児童の福祉に関する相談援助の実務経験歴					専任 非常勤	日	自： 年 月 至： 年 月 (現在)	<input type="checkbox"/>
					専任 非常勤	日	自： 年 月 至： 年 月 (現在)	<input type="checkbox"/>
					専任 非常勤	日	自： 年 月 至： 年 月 (現在)	<input type="checkbox"/>
スクールソーシャルワーカー実務経験歴	<input type="checkbox"/> SSW <input type="checkbox"/> SSW SV						自： 年 月 至： 年 月 (現在)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> SSW <input type="checkbox"/> SSW SV						自： 年 月 至： 年 月 (現在)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> SSW <input type="checkbox"/> SSW SV						自： 年 月 至： 年 月 (現在)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> SSW <input type="checkbox"/> SSW SV						自： 年 月 至： 年 月 (現在)	<input type="checkbox"/>

社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員要件の有無と、同講習会修了等状況
(「あり」の場合は、その満たす要件や修了年度、受講No等を記入してください)

	有無	要件	講習会修了年度	講習会受講No
社会・基礎分野				
精神・基礎分野				
社会・演習教員要件	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
精神・演習教員要件	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
社会・実習教員要件	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
精神・実習教員要件	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			

「要件」欄は、「演習」「実習」担当教員の「要件」の以下の番号を記入してください。

- ①：大学、大学院、短期大学等の教員として社会福祉士/精神保健福祉士の養成に係る実習/演習の指導に関し5年以上の経験を有する
- ②：専門学校の専門課程の専任教員として社会福祉士/精神保健福祉士の養成に係る実習/演習の指導に関し5年以上の経験を有する
- ③：社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する
- ④：社会福祉士/精神保健福祉士の実習/演習の教員講習会を修了している
- ⑤：その他

本連盟が実施する研修会(「スクールソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会」)の修了の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 現在受講中/修了予定 <input type="checkbox"/> 修了 (年度修了 受講No 番)
---	--

上記のとおり相違ありません。

また、上記スクールソーシャルワーク教育課程担当科目名に記載する科目を担当することを承諾します。年

月 日

氏名

印

(様式1-4)

スーパーバイザー確認書

養成校等名称			
ふりがな			
氏名		姓	名
最終学歴 (校名、学部、学科、専攻、修了)			
社会福祉士・精神保健福祉士資格		<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (年資格取得・登録番号 番)	
		<input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (年資格取得・登録番号 番)	
実務経験の内容	1	スクールソーシャルワーカー実践を基盤としたスーパービジョンについて具体的にどのように行っているのか。特に、ソーシャルワークの専門性向上を図る観点から記載してください。	
	2	具体的にどのようなスーパーバイザー体制でどのようなスーパービジョンをおこなっているのか記載してください。	
3	所属先	勤務期間、頻度	現在の状況
スーパーバイザーとしての実務経験期間、頻度			継続中 (様式1-5添付)・終了
			継続中 (様式1-5添付)・終了
			継続中 (様式1-5添付)・終了
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
		氏名	印

Ver. 2025.4

(様式1-5)

スーパーバイザー実務経験証明書

番 号
年 月 日

殿

学校・施設・機関等名

所在地

役職氏名

印

次の者は、以下のとおり都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの実務経験を有することを証明します。

フリガナ	
氏 名	年 月 日生
住 所 (本 人)	〒 -
学校・施設・機関等名	
学校・施設・機関等の種類	
職 種	
就 業 期 間	年 月 ~ 現在 (日)
うちスーパーバイザーの 業務に従事した日数	日

(様式1-6)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長 殿

スクールソーシャルワーク教育課程認定事業修士論文
原本証明書

スクールソーシャルワーク教育課程認定事業にかかる認定審査において提出した、
大学院修士課程の修了審査にかかる論文（修士論文）は、原本と相違がないことを証明し
ます。

記

修士論文題目：
修士論文著者：
学 籍 番 号：
指 導 教 員：

以上

年 月 日

養成校等名
学長または研究科長氏名



Ver. 2025.4

(様式1-7)

スクールソーシャルワーク実習の年間実習計画・実習先一覧

年度

養成校等名称		
実習時間		
実習実施期間	年次 (月～ 月)	
定員	実習定員	実習担当教員数
	(人)	(人) <small>(実習担当教員の員数は学生 20 人につき 1 人以上とする)</small>
実習目標 ※1		
実習内容 ※1		

※1 シラバス等に記載する場合は、シラバス等の提出に替えることが可能です。

No	実習施設・機関名	ソーシャルワーク実習算入 (該当に○)	施設種別 (該当に○又は記載)	実習予定人数
1		・あり ・なし	・学校 (小学校・中学校・高等学校・()) ・教育委員会 ・他	人
2		・あり ・なし	・学校 (小学校・中学校・高等学校・()) ・教育委員会 ・他	人
3		・あり ・なし	・学校 (小学校・中学校・高等学校・()) ・教育委員会 ・他	人
4		・あり ・なし	・学校 (小学校・中学校・高等学校・()) ・教育委員会 ・他	人

Ver. 2025.4

養成校等名称 _____

施設・機関名	
施設長等氏名	
設置主体	
所在地	
電話番号	
施設種別 該当に○又は記載	<ul style="list-style-type: none"> ・学校（小学校・中学校・高等学校・ _____） ・教育委員会 ・他（※）（ _____ ） <p>※「他」の場合は、当該施設でスクールソーシャルワーク実習を行う「目的」と「内容」を下記に記載してください。</p>

実習開始年度				
年間実習受入回数	回	1 回の実習受入人数	(定員 _____ 人) (定員なし)	
実習指導者の 業務内容等の概要	職名、役職	職務、業務内容	実習指導者氏名 (予定含む) ※2	保有資格 該当に○
				社会福祉士 精神保健福祉士
				社会福祉士 精神保健福祉士
				社会福祉士 精神保健福祉士

※3 確認欄

以上について、相違ないと認めるとともに、当該養成校の行うスクールソーシャルワーク実習に実習先として協力をする（予定である・協議中である）ことを認めます。

_____年 _____月 _____日

施設・機関名 _____ ㊟

担当者 所属・役職 _____ 氏名 _____

※1 この様式は実習指定施設 1 施設につき 1 枚記載してください。

※2 当該実習指導者に予定又は見込まれる職位の者が今後雇用される場合は、実習指導者と予定される者の「職名、役職」「職務、業務内容」を、「資格の有無欄」には「人材募集等に当たっての資格要件」を記載してください。

※3 当該実習施設・機関と、スクールソーシャルワーク実習に関する覚書・協定等を結んでいる場合はその写しを添付し、協定を結んでいない場合は上記確認欄に当該施設・機関の記名・押印をいただいでください。予定、協議中の場合は（ ）内の該当するところに○をしてください。

8. 規程第5条第2項にかかるスクールソーシャルワーク教育課程修了者登録申請の様式は以下のとおりとする。

(様式2-1)

番 号
年 月 日

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長 殿

養成校所在地

養成校名

養成校代表者役職氏名

印

スクールソーシャルワーク教育課程修了証交付申請書
(新規・再発行)

標記について、「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクールソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」第5条第2項の規定に基づき申請します。

(様式 2 - 2)

スクールソーシャルワーク教育課程修了証交付申請書

No.

養成校等の名称					
養成校等の所在地					
養成校等の長の役職及び氏名					
教育課程修了証の発行を希望する者	修了者 No.	登録する者の氏名・住所等			課程修了年月日
	ふりがな氏名		生年月日 (西暦)		
			電話		
		住所	E-mail		
	資格	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (登録番号) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (登録番号)			
	ふりがな氏名		生年月日 (西暦)		
			電話		
		住所	E-mail		
	資格	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (登録番号) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (登録番号)			
	ふりがな氏名		生年月日 (西暦)		
			電話		
		住所	E-mail		
	資格	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (登録番号) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (登録番号)			
	ふりがな氏名		生年月日 (西暦)		
			電話		
		住所	E-mail		
資格	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (登録番号) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (登録番号)				

Ver. 2025.4

(様式2-3) スクールソーシャルワーク教育課程指定科目履修証明書

修了者 No. _____

※添付書類：社会福祉士または精神保健福祉士登録証の写し

ふりがな			生年月日		
氏名			西 暦	年	月 日
養成校・学部学科等名称					
/ 該当に○	修了した養成課程又は大学院	社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 大学院			
	科目免除に関する保有資格等	社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 教員 ・ S S W			
指定科目		履修状況	開講科目名	履修年度	備考
スクールソーシャルワーク論		履修			
スクールソーシャルワーク演習		履修			
スクールソーシャルワーク実習指導		履修・免除			
スクールソーシャルワーク実習		履修・免除			
教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目		履修・免除			
		履修・免除			
教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目		履修・免除			
		履修・免除			
精神保健の課題と支援又は「現代の精神保健の課題と支援」		履修・免除			
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度又は「児童・家庭福祉」		履修・免除			
貧困に対する支援		履修・免除			

スクールソーシャルワーク実習における実習施設

実習施設 1	学校・施設・機関等名	
	学校・施設・機関等の種類	
	実 習 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
	実 習 時 間 数	時間
実習施設 2	学校・施設・機関等名	
	学校・施設・機関等の種類	
	実 習 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
	実 習 時 間 数	時間
実 習 延 時 間 数 の 計		時間

教育機関・施設※で行うソーシャルワーク実習のうち、スクールソーシャルワーク実習の時間数にあて
る実習施設

実習施設 1	教育機関・施設名	
	教育機関・施設の種類	
	実習期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
	実習時間数	時間
実習施設 2	学校・施設・機関等名	
	学校・施設・機関等の種類	
	実習期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
	実習時間数	時間
実習延時間数の計		時間

※「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について」の一部改正について（令和2年3月6日社援発0306第25号）の14「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）別添1の2において掲げる施設（上記1から13まで及び実習施設等告示に定められている施設を除く。）及び精神保健福祉士福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲について（令和2年12月25日障発1225第1号）の1実習施設等告示第16号に規定する実習施設等の範囲実習施設等告示第1号から第15号で示された教育機関・施設において、ソーシャルワーク実習を実施し、その一部又は全部の時間数をスクールソーシャルワーク実習に充てる場合は上記に記載してください。

スクールソーシャルワーク実務経験（実習が免除となる実務経験）

実務 経験	学校・施設・機関等名	
	学校・施設・機関等の種類	
	従業期間	年 月 日 ～ 年 月 日

上記の者は、当養成校等において、上記指定科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所在地
養成校等名
代表者役職氏名



Ver. 2025. 4

〔廃止手続き様式〕

9. 規程第13条第5項にかかるスクールソーシャルワーク教育課程廃止報告書の様式は以下のとおりとする。

(様式3)

番 号
年 月 日

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長 殿

養成校所在地
養成校名
養成校代表者役職氏名

印

スクールソーシャルワーク教育課程廃止報告書

標記について、本校が「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクールソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」第3条第1項の規定に基づき申請し、_____年 月 日をもって認定された本校のスクールソーシャルワーク教育課程について、_____年 月 日より、廃止することを第13条第5項に基づき報告します。

<廃止の理由>

<廃止予定日において本教育課程に在籍する予定の学生の有無>

あり ・ なし ※「あり」の場合は、その対応を上記に記載してください。

2024年6月1日

社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長
教育課程を設置しようとする団体及び機関の長

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長 中 村 和 彦

スクールソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）

「スクールソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクールソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」の5. に定める「本連盟が実施する研修会」について下記のように定め、2025年4月1日より適用することとしたので通知します。

なお、本通知の施行に伴い、2020年2月24日理事会で決定した「スクールソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）」は廃止します。

記

1. 名称 スクールソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会

2. 関連する規定

「スクールソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクールソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」の以下の規定

- ・ 5. の（1）の①のハ）、ニ）、ホ）、へ）
- ・ 5. の（1）の②のホ）
- ・ 5. の（1）の③のホ）

3. 受講要件

- (1) スクールソーシャルワーク論担当教員になろうとする者（本講習会を修了することで、通知5. の（1）の①のハ）、ニ）、ホ）、へ）を満たそうとする者）であって、以下の①、②、③、④、⑤のいずれかを満たす者
 - ①大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であり、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
 - ②大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であり、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習演習担当教員講習会」の基礎分野講習を修了した者
 - ③認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者
 - ④社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者
 - ⑤社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が開講する「相談援助の基盤と専門職」「相談援助

の理論と方法」「精神保健福祉相談援助の基盤」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワークの理論と方法」科目を5年以上教授した者

- (2) スクールソーシャルワーク演習担当教員になろうとする者（本講習会を修了することで、通知5.の(1)の②のホ)の要件を満たそうとする者)で、社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員の要件を満たす者
- (3) スクールソーシャルワーク実習指導及び実習担当教員になろうとする者（本講習会を修了することで、通知5.の(1)の③のホ)の要件を満たそうとする者)で、社会福祉士又は精神保健福祉士の実習担当教員の要件を満たす者

なお、いずれの受講要件についても、スクールソーシャルワーク教育課程においてスクールソーシャルワーク専門科目群を担当する予定であることについて、着任（予定含む）する当該養成校からの証明がある者については、本講習会を優先的に受講することができる。

4. 開催

この講習会の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

5. 雑則

この通知の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

